

ふるさとテレワークセミナー2018

平成30年度ふるさとテレワークに
関連した施策説明

平成30年3月22日

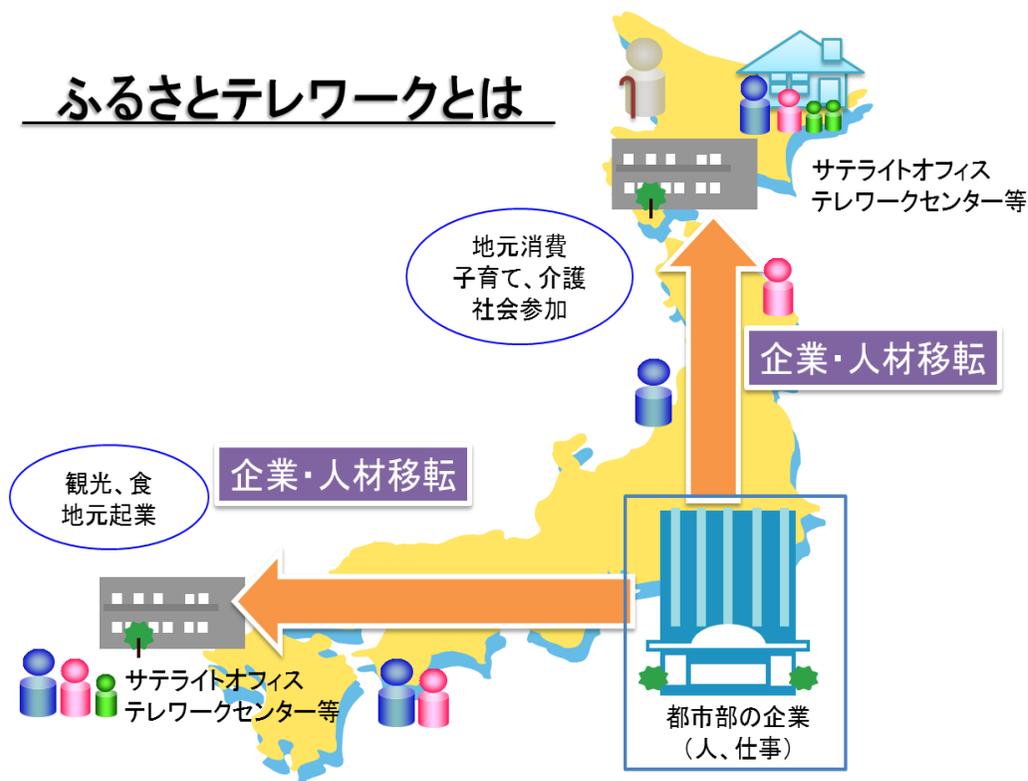
総務省

ふるさとテレワークとは

総務省では、地方のサテライトオフィス等において都市部と同じように働ける環境を実現し、都市部から地方への人や仕事の流れを促進する「ふるさとテレワーク」を推進

ふるさとテレワーク推進事業（H30予算案 4.2億円の内数、H29予算 6.3億円の内数）

ふるさとテレワークの全国への普及展開を図るため、地方自治体や民間企業等に対し、地方のサテライトオフィス等のテレワーク環境を整備するための費用の一部を補助する事業



平成30年度予算ふるさとテレワーク推進事業（概要①）（予定）

スケジュール(想定)

※本内容については、現在調整中であるため、今後、変更の可能性があります。

- ・平成30年4月2日(予定):公募開始(~5月21日まで) ※総務省HPにて報道発表予定
- ・平成30年5月~6月:提案書の審査及び採択候補先の選定
- ・平成30年7月以降:交付申請、交付決定、補助事業の実施
- ・平成30年2月~3月:実績報告書の提出、額の確定

公募説明会(予定)

- ・公募開始後に、下記の日程にて**全国3箇所**で**公募説明会を開催予定**。
(参加申込み方法等の詳細については、公募の報道発表資料でご確認ください。)

日程	開始時刻	場所	会場
4月13日(金)	14:00	東京	東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 関東総合通信局
4月17日(火)	14:00	仙台	宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 東北総合通信局
4月20日(金)	14:00	大阪	大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 近畿総合通信局

☆ふるさとテレワークの最新情報はこちらまで。

ふるさとテレワークポータルサイト
<https://www.furusato-telework.jp/>

ふるさとテレワーク

検索

平成30年度予算ふるさとテレワーク推進事業（概要②）（予定）

事業の要件

※本内容については、現在調整中であるため、今後、変更の可能性があります。

- ✓ サテライトオフィス又はテレワークセンター等（以下「拠点」という。）は、以下の地域以外の地域に設置すること。
 - 首都圏：首都圏整備法（昭和31年法律第83号）に基づく「既成市街地」及び「近郊整備地帯」
 - 中部圏：首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和41年政令第318号）で定める名古屋市の特定の区域
 - 近畿圏：近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）に基づく「既成都市区域」

- ✓ 拠点利用者について
 - ・本事業で整備する拠点において、以下に例示するような【地方移動者】（都市部から拠点の設置される市町村へ移住又は長期派遣で移動し、都市部の仕事をテレワークで行う者）がいること（複数名いることが望ましい）、かつ、地方移動者が当該拠点で働く状況が一定期間以上継続することが見込まれること。
 - （例1）地方のオフィスに、都市部の企業等の従業員が移動し、都市部の業務をテレワークで行う
 - （例2）子育てや親の介護等を理由に、地方へ移動を希望する従業員や個人が、テレワークで都市部の仕事を継続する
 - ・なお、必須要件である【地方移動者】のための拠点の整備と併せて、以下に例示するような【地元ワーカー】（都市部の仕事をテレワークで行う整備拠点近隣の地元住民）がテレワークで都市部の仕事を行うための拠点を整備することも可能。
 - （例3）クラウドソーシング等を利用し、個人事業主として、又は起業により、都市部の仕事をテレワークで受注する
 - （例4）都市部の企業等が、テレワークで働く人材を、新規に地方で採用する

- ✓ 業務について
 - ・本事業で整備する拠点において、都市部の業務を、テレワークを活用して遠隔で行うこと。
 - ・本事業で整備する拠点において、テレワークを活用した業務が一定期間継続的に行われることが見込まれること。

- ✓ 実施者について
 - ・地方公共団体、民間企業、大学、NPO法人等からなるコンソーシアムの代表機関であること。
ただし、コンソーシアムには、拠点の設置される地方公共団体及び民間企業等をそれぞれ1者以上含むことを必須とする。

平成30年度予算ふるさとテレワーク推進事業（概要③）（予定）

事業の要件（続き）

※本内容については、現在調整中であるため、今後、変更の可能性があります。

✓ その他

- ・コンソーシアムに含まれる地方公共団体が定めている対外的な計画や戦略等に、ICTを活用した企業誘致等ふるさとテレワークに関する取組を推進している旨の記載があること。
- ・総務省が立ち上げている「ふるさとテレワークポータルサイト(<https://www.furusato-telework.jp/>)」への情報掲載等、ふるさとテレワークの更なる推進のための取組に対して協力すること。

補助金の交付額

定額（上限3,000万円）

補助対象経費の範囲

- ・補助対象は、ふるさとテレワークの実施に必要な不可欠なテレワーク環境の整備費用（イニシャルコスト）に限る。
- ・建物等施設の建設等公共事業に分類される経費、整備完了後の拠点の運営費用（ランニングコスト）、その他本事業の目的遂行に直接必要と認められない経費及び一般的に合理的と認められる範囲を超える経費については、補助対象とはならない。

留意事項

- ・複数の拠点を整備する計画の場合、それぞれの拠点ごとに事業の要件を全て満たす必要がある。
- ・補助事業者は、補助事業の終了する日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間、補助事業により整備した設備等の運用状況及び当該設備等に係る収益状況を報告しなければならない。また、当該報告により相当の収益が認められる場合は、交付した補助金の全部又は一部を国に納付させることがある。
- ・本事業は直接補助事業であり、間接補助を認めていない。

国土交通省との連携

- ・本事業の拠点となる建物の改修等に関して、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金等を活用できる場合がある。

「まちごとテレワーク」について〔平成30年度新規施策〕

背景・課題

- テレワークを導入している企業の割合は、都市部で高く、地方で低い。
(南関東：18.2%、東海：14.0%、近畿：12.3%、中国：5.0%、四国：4.8%、北海道：3.6%) ※出典 総務省「平成28年通信利用動向調査」(29.6.8公表)
- テレワークの普及促進に関するこれまでの取組は、各企業の導入支援（点）やふるさとテレワークの推進（（都市部と地方を結ぶ）線）が中心であり、今後は「面」としてのテレワーク導入支援が必要。
- また、「テレワーク・デイ」は、全国的な取組として推進しているものの、2020年東京オリパラに向けて主に通勤混雑の緩和を図るための首都圏の取組に焦点が当てられている。
- 以上のことから、地方におけるテレワークの普及に焦点を当てた調査・分析を行うとともに、有効な方策を検討することが必要。

取組内容

- 総務省において、全国で10箇所程度の「まち」（市町村、商工会議所等の地域の経済団体等）を公募により選定し、「まち」ごとのテレワーク導入に関する現状や課題の分析、有効な方策（※）の検討等を行うことにより、「まち」のテレワーク推進計画の策定等を後押しする。

※ 地域推進協議会、周知広報イベント等の開催、コワーキングスペースの設置、企業の施設等の第三者開放による活用 等

(H28年度補正・H29年度当初) お試しサテライトオフィス

- 地方公共団体が都市部のベンチャー企業等にとって真に魅力的なサテライトオフィスを提供するためには、
 - ① 都市部の企業の具体的なニーズが把握できない、
 - ② 誘致に向けた戦略やノウハウがない、といった課題の解決が必要。
- このため、総務省が平成28年度に実施する三大都市圏の民間企業等の基本ニーズ調査の結果を活用し、地方公共団体が民間企業のニーズを実践的に把握して、地域の特性を活かした誘致戦略を策定することを支援。

総務省の 基本ニーズ調査 (H28年度実施)

対象 : 三大都市圏内に本社が所在する民間企業 等
調査項目: 「サテライトオフィス」検討の有無、その理由、地方公共団体に求める条件 等



採択団体の取組に関心のある企業を抽出し、その情報を提供

採択団体 の取組

空き公共施設等での「お試し勤務」等の受け入れを通じ、

- ① より実践的な企業ニーズ調査
 - ② 執務環境、立地環境、生活環境などの必要条件の整理 などを行い
- ⇒ 「誘致戦略」を策定 (地元企業・人材、通信環境、地方公共団体の支援方策等を反映)



誘致戦略に基づき、サテライトオフィスの開設・誘致に向けた具体的な取組を行い、都市から地方への新たなヒトの流れや、地元企業・人材と連携したビジネスの創出に結びつける

自然に囲まれた
豊かな職住環境



- 企業ニーズ調査を実施し、サテライトオフィスに前向きな企業をより多く把握し、地方公共団体と企業とのマッチング機会を提供することにより、地方へのヒト・情報の流れの創出を更に加速

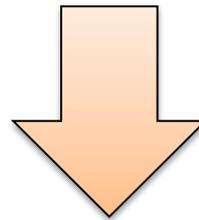
サテライトオフィスの誘致に取り組む地方公共団体からは、
企業情報の提供や地方公共団体の取組に係る情報発信についての支援ニーズが高い



三大都市圏企業

多くの企業が
サテライトオフィスに前向き

三大都市圏に所在する企業(ニーズ調査で
回答した10,955社)のうち、
サテライトオフィス設置に前向きな企業は
3,008社で、全体の27.5%に上る



サテライトオフィス・ マッチング支援事業

企業ニーズの的確な把握と
マッチングの機会の提供のため

- ・企業ニーズ調査の実施
- ・マッチングセミナー開催
等を実施



地方公共団体

600を超える地方公共団体が
誘致に取り組む

全国で600を超える地方公共団体がサテライ
トオフィスの誘致に取り組み、そのうち60を超
える地方公共団体はお試し勤務等を通じた誘
致を行っている。

※「お試しサテライトオフィス」(注)に要する
経費について特別交付税措置(拡充)。
(対象経費の上限額 1団体あたり10,000千円)
(注)都市部企業等のサテライトオフィスの開設を推進する
ために実施する、「お試し勤務」の誘致・勤務場所の提供・
活動の支援等の取組

国土交通省

社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金の対象事業

住宅・社会資本の整備



効果促進事業



整備計画に掲げる
政策目標の達成
(成果指標で事後評価)

住宅・社会資本の整備

基幹事業(社会資本整備総合交付金)

- 道路
- 港湾
- 河川
- 砂防
- 下水道
- 海岸
- 広域連携
- 都市公園
- 市街地
- 住宅
- 住環境整備
- 等

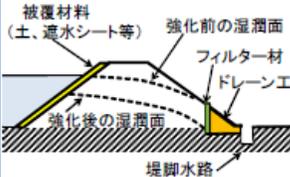
基幹事業(防災・安全交付金)

○防災・減災、安全に資する社会資本整備事業

・**インフラ老朽化対策**
例) 橋梁・トンネルの補修



・**事前防災・減災対策**
例) 河川堤防の緊急対策



・**生活空間の安全確保**
例) 通学路の交通安全対策



例) 電線類地中化



関連社会資本整備事業

基幹事業に関連する

- 各種「社会資本整備事業」(社会資本整備重点計画法)
- 「公的賃貸住宅の整備」

効果促進事業

- 計画の目標実現のため基幹事業と一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務

- 全体事業費の2割目途

(社会資本整備総合交付金の例)

- ・アーケードモールの設置・撤去
- ・観光案内情報板の整備
- ・社会実験(レンタサイクル、自転車乗り捨てシステム…)
- ・計画検討(無電柱化、観光振興…)

(防災・安全交付金の例)

- ・ハザードマップの作成・活用
- ・防災教育、水防訓練、防災訓練、避難訓練の実施
- ・防犯灯、防犯カメラの整備
- 等

例) ハザードマップ作成・活用



例) 水防訓練の実施



総務省の「ふるさとテレワーク推進事業」と連携して、国土交通省の社会資本整備総合交付金等によるサテライトオフィス等の施設整備に新たに取り組む。

(参考) 平成28年度 総務省「ふるさとテレワーク推進事業」と国土交通省事業の連携事例

北海道 ニセコ町 NISEKO WAREHOUSE PROJECT

■事業概要

ニセコ駅前前の倉庫(ニセコ中央倉庫群)を改修し、地域コミュニティの拠点形成を進めており、外国人にも利用出来る、グローバルな「ふるさとテレワーク拠点」の整備を行い、ワークスタイル、ライフスタイルのイノベーションを創造するテレワークの仕組みを構築する。



※総務省「ふるさとテレワークポータルサイト」より



空倉庫等を社会資本整備総合交付金により改修した地域交流センターの一部を活用してふるさとテレワーク推進事業を実施

- ・コンテンツ制作会社やイベント企画運営会社が施設を利用し、コンテンツ制作や営業等に活用。
- ・地元起業希望者や長期滞在観光客等も利用予定。

テレワーク環境整備費 約27百万円
(無線LAN設備、ビデオ会議システム、プロジェクター、複合機等)
総務省「ふるさとテレワーク推進事業」による補助

倉庫改修費 約239百万円
(うち社会資本整備総合交付金 約95.6百万円)

空き家再生等推進事業（社会資本整備総合交付金等の基幹事業）

居住環境の整備改善を図るため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却または、空き家住宅又は空き建築物の活用等に対し支援を行うもの。

補助対象市区町村

- ・空家対策特別措置法に基づく「**空家等対策計画**」を策定している
- ・空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、**計画的な活用・除却を推進すべき区域**として地域住宅計画等に定められた区域 など

補助対象事業

- ・空き家の活用
(例: 空き家を地域活性化のための観光交流施設に活用)
- ・空き家の除却
(例: ポケットパークとして利用するための空き家の解体)
- ・空き家の実態把握
(例: 空き家数の調査) など

事業主体・補助率

	活用	除却
地方公共団体	1/2	2/5
民間事業者等 (地方公共団体補助の1/2以内)	1/3	2/5

〈事業活用イメージ〉

市区町村による活用・除却等の事業を支援

空き家の活用



・空き家を地域活性化のため、観光交流施設に活用

空き家の除却



・居住環境の整備改善のため、空き家を除却し、ポケットパークとして利用

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

長期ビジョン

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)(~2019年度)

中長期展望
(2060年を視野)

基本目標(成果指標、2020年)

主要施策とKPI

主な施策

生産性革命や人づくり革命の土台となる地方創生の大胆な推進-ライフステージに応じた政策メニューの充実・強化-

I.人口減少問題の克服
◎2060年に1億人程度の人口を維持

◆人口減少の歯止め
・国民の希望が実現した場合の出生率(国民希望出生率)=1.8

◆「東京一極集中」の是正

II.成長力の確保
◎2050年代に実質GDP成長率1.5~2%程度維持(人口安定化、生産性向上が実現した場合)

① 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- ◆若者雇用創出数(地方)
2020年までの5年間で30万人 現状:18.4万人
- ◆若い世代の正規雇用労働者等の割合
2020年までに全ての世代と同水準
15~34歳の割合:94.3%(2016年)
全ての世代の割合:94.5%(2016年)
- ◆女性の就業率 2020年までに77%:72.7%(2016年)

② 地方への新しいひとの流れをつくる

- ◆地方・東京圏の転出入均衡(2020年)
東京圏への転入超過数:12万人(2016年)
- ・東京圏→地方転出 4万人増
:1万人減(2016年)
- ・地方→東京圏転入 6万人減
:1万人増(2016年)

③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合40%以上
:42.6%(2017年2月暫定値)
- ◆第1子出産前後の女性継続就業率55%:53.1%(2015年)
- ◆夫婦子ども数予定(2.12)実績指標95%:93%(2015年)

④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ◆立地適正化計画を作成する市町村数 300市町村:112都市(2017年7月)
- ◆都市機能誘導区域内に立地する誘導施設数の占める割合が増加している市町村数 100市町村
- ◆居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数 100市町村

- 地域の中核企業、中核企業候補支援
・3年間で2,000社支援(地域未来投資促進法の活用等)
・地域中核企業候補等の先進的プロジェクトを5年間で1,000支援し、平均売上高を5年間で3倍(60億円)

○観光業を強化する地域における連携体制の構築

- ・訪日外国人旅行消費額8兆円:3兆7,476億円(2016年)
- ・世界水準のDMOの形成数100

○農林水産業の成長産業化

- ・6次産業化市場10兆円:5.5兆円(2015年度)
- ・農林水産物等輸出額 1兆円:7,502億円(2016年)

○企業の地方拠点機能強化

- ・雇用者数4万人増加 :11,560人※
※地域再生計画(H29.11)に記載された目標値

○地方における若者の修学・就業の促進

- ・自道府県大学進学者割合平均36%:32.7%(2017年度)

○地方移住の推進

- ・年間移住あっせん件数 11,000件
:約6,800件(2016年度)

○少子化対策における「地域アプローチ」の推進

- ・週労働時間60時間以上の雇用者割合を5%に低減
:7.7%(2016年)

○若い世代の経済的安定

- ・若者の就業率79%に向上 :77.7%(2016年)

○妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援

- ・支援ニーズの高い妊産婦への支援実施100%
:86.4%(2015年度)

○「連携中枢都市圏」の形成

- ・連携中枢都市圏 30圏域:23圏域(2017年10月)

○「小さな拠点」の形成

- ・「小さな拠点」1,000か所:908か所(2017年度)
- ・地域運営組織 5,000団体:3,071団体(2016年度)

○大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応

- ・建替え等が行われる公的賃貸住宅団地(100戸以上)における、高齢者世帯等の支援に資する施設の併設率:2016年度~2025年度の期間内に建替え等が行われる団体のおおむね9割:84.4%(2016年度)

①生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

- ・地域の技の国際化、地域の魅力のブランド化、地域のしごとの高度化
- ・創業支援・起業家教育、事業継承の円滑化、事業再生、経営改善支援等
- ・地域経済牽引事業の促進、近未来技術の実装、生活産業の実装等

②観光業を強化する地域における連携体制の構築

- ・DMOを核とする観光地域づくり・ブランディングの推進、受入環境整備
- ・多様な地域資源(文化、スポーツ、産業遺産等)を活用したコンテンツづくり

③農林水産業の成長産業化

- ・輸出プロモーション・ブランディング戦略の立案・実行、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律による雇用と所得の創出

④地方への人材還流、地方での人材育成、雇用対策

- ・「プロフェッショナル人材戦略拠点」の活用促進等

①政府関係機関の地方移転

- ・文化庁等の中央省庁等の地方移転の推進、サテライトオフィスの充実

②企業の地方拠点強化等

- ・本社機能の移転や地方での拡充を行う事業者に対する支援措置の一層の推進等

③地方創生に資する大学改革等

- ・日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」、東京23区における大学の定員抑制、地方と東京圏の大学生の対流促進等

④地域における魅力あるしごとづくりの推進等

- ・起業・創業の促進、東京に本社を持つ大企業等による地方での雇用機会の創出、地方創生インターンシップの推進、奨学金返還支援制度の全国展開等

⑤子供の農山漁村体験の充実

- ・教員の負担軽減、受入れ農家の確保等の課題、送り手側と受け入れ側のマッチングの仕組み等について調査・分析を進め、支援策の充実強化を検討

⑥地方移住の推進

- ・移住・定住施策の好事例の横展開、農泊、「生涯活躍のまち」の推進
- ・これまでにない地方生活の魅力の発信、Uターン対策の技術的な強化

①少子化対策における「地域アプローチ」の推進

- ・「地域働き方改革会議」における取組の支援、先駆的・優良な取組の横展開

②若い世代の経済的安定

- ・新卒者等への就職支援、フリーター等の正社員化支援

③出産・子育て支援

- ・幼児教育の無償化、待機児童の解消

①まちづくり・地域連携

- ・連携中枢都市圏の形成、定住自立圏の形成の促進
- ・BID制度を含むエリアマネジメントの推進
- ・都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策関連連携の推進
- ・地方都市における「稼げるまちづくり」の推進(空き店舗活用等による商店街の活性化)

②「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)

- ・地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成及び取組の推進

③大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化

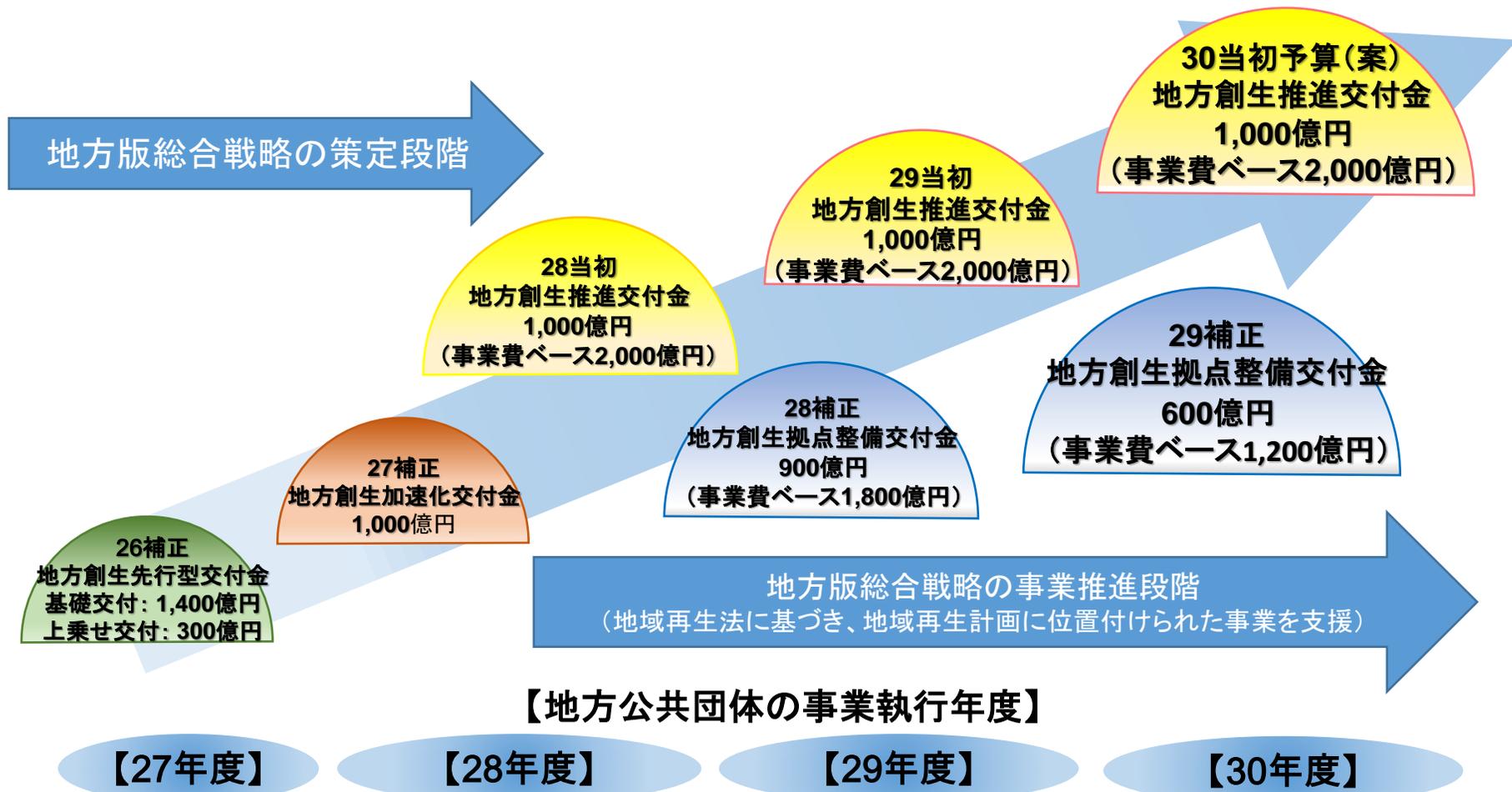
- ・公的賃貸住宅団地のストック活用や建替え時の福祉施設等の併設による団地やその周辺地域における高齢者の地域包括ケアの拠点の形成等推進

④地方公共団体の持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組の推進

- ・地方公共団体に対する普及促進活動の展開、SDGs達成のためのモデル事例の形成

地方創生関係交付金の概要（イメージ）

- 自治体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援
- KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援



地域再生制度の概要

○ 地域再生制度（地域再生法（平成17年法律第24号））

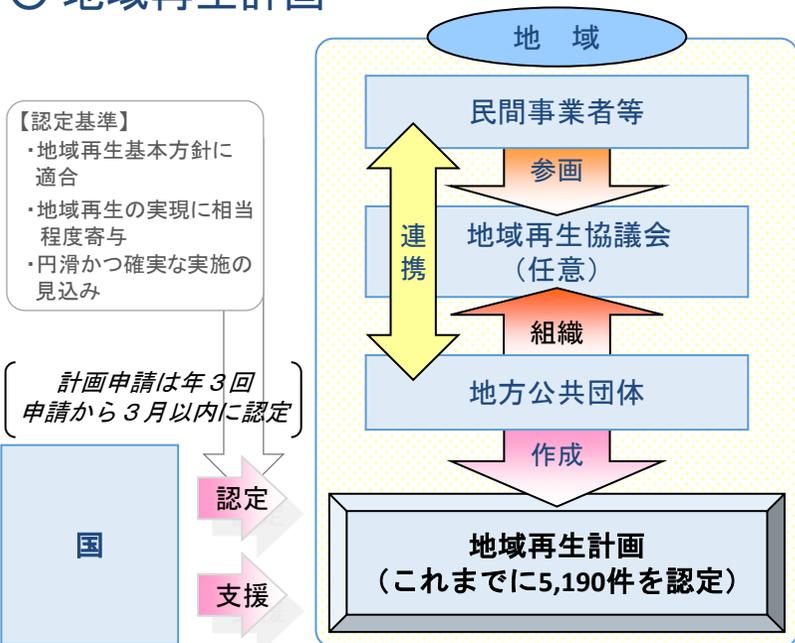
地域再生基本方針に基づき、地方公共団体が行う自主的・自立的な取組（地域再生計画）を支援。

○ 地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）

地域再生に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針。

※地域再生基本方針の一部改正（平成29年8月1日閣議決定）
地域未来投資促進法（企業立地促進法改正法）の施行等に伴う所要の改正。

○ 地域再生計画



主な支援措置メニュー

◆「地域再生計画」と連動

■「地域再生法」に基づく施策

- ① 地方創生推進交付金
- ② 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）
- ③ 地域再生支援利子補給金
- ④ 企業の地方拠点強化の促進に係る税制の特例等
- ⑤ 「小さな拠点（コンパクトビレッジ）」形成に係る手続の特例
- ⑥ 「生涯活躍のまち」形成に係る手続の特例
- ⑦ 農地等の転用等の許可の特例
- ⑧ 補助対象施設の転用手続の一元化・迅速化の特例

（その他：特定政策課題の解決に資する事業への支援措置）

■ それ以外の連動施策

- ・ 実践型地域雇用創造事業 — 厚生労働省 —
 - ・ 農山漁村振興交付金 — 農林水産省 —
 - ・ 地域公共交通確保維持改善事業 — 国土交通省 —
- 等

都道府県別の地域再生計画の認定件数

都道府県名	件数
北海道	296
青森県	106
岩手県	130
宮城県	86
秋田県	102
山形県	97
福島県	120
茨城県	135
栃木県	132
群馬県	119
埼玉県	112
千葉県	102
東京都	38
神奈川県	68
新潟県	118
富山県	71
石川県	100
福井県	91
山梨県	85
長野県	250

都道府県名	件数
岐阜県	128
静岡県	121
愛知県	146
三重県	98
滋賀県	78
京都府	89
大阪府	88
兵庫県	154
奈良県	93
和歌山県	86
鳥取県	60
島根県	98
岡山県	163
広島県	91
山口県	72
徳島県	81
香川県	48
愛媛県	98
高知県	135
福岡県	154

都道府県名	件数
佐賀県	88
長崎県	77
熊本県	157
大分県	97
宮崎県	99
鹿児島県	135
沖縄県	45
その他	53
合計	5,190

※第1回認定(平成17年6月17日)～
第45回認定(平成29年11月7日)
までの延べ認定件数

地域再生法の一部を改正する法律(平成28年4月20日施行)の概要

1. 地方創生推進交付金：地方公共団体の自主的・主体的な事業で先導的なものを支援
2. 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)：地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに対する企業の寄附について、税制優遇措置を創設
3. 「生涯活躍のまち」制度：中高年齢者が移り住み、健康でアクティブな生活を送りつつ、継続的なケアを受けられる「生涯活躍のまち」の制度化

1. 地方創生推進交付金

地方公共団体が、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された事業について、「まち・ひと・しごと創生交付金」(地方創生推進交付金)を交付することができる。

地域再生法の改正：地域再生計画の作成・交付金の交付

○ 地域再生計画の作成【第5条第4項第1号】

※ 複数年度(5か年度以内)にわたる計画も対象とすることにより、地方公共団体が安定的・継続的に事業に取り組めるようにする。

計画の作成主体

総合戦略を策定した地方公共団体

計画の対象事業

- 〔第1号イ関係〕地方創生事業全般(雇用の創出、移住・定住の促進、結婚・出産・子育て支援、まちづくり等)
- ・総合戦略に位置付けられた事業のうち、KPI(重要業績評価指標)の設定、PDCAの整備により効率的かつ効果的に実施される事業であって、先導的なもの
 - ・ソフト事業を中心とし、それと一体となって行うハード事業も対象
- 〔第1号ロ関係〕道、汚水処理施設、港の整備
- ・総合戦略に位置付けられた事業であって、各事業分野ごとに2種類以上の事業を総合的に行うもの
 - ・継続事業については、附則に経過規定を置き、配慮

○ 交付金の交付【第13条】

当該事業に要する経費に充てるため、予算の範囲内で交付金を交付することができる。

交付対象となる“先導的”な事業について

○ “先導的”な事業(=地方創生の深化に向けた、以下のような事業をいう)

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携等による先駆的な事業
- ・先駆的・優良事例の横展開を図る事業
- ・既存事業の隘路を発見し、打開する事業

2. 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)

地方公共団体が、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に寄附を行った企業について、課税の特例措置を講ずる。

地域再生法の改正：地域再生計画の作成・課税の特例

○ 地域再生計画の作成【第5条第4項第2号】

計画の作成主体

- ・総合戦略を策定した都道府県、市区町村
(ただし、不交付団体である都道府県、三大都市圏の既成市街地等に所在する不交付団体の市区町村を除く。)

計画の対象事業

- ・総合戦略に位置付けられた事業であって、地方公共団体が企業から寄附を受けて行う事業
- ・KPI(重要業績評価指標)の設定、PDCAの整備により効率的かつ効果的に実施される事業

○ 課税の特例の適用【第13条の2】

当該事業に対して企業が寄附をしたときは、当該企業の法人住民税、法人税、法人事業税について、課税の特例の適用がある。

※ 対象となる寄附の要件(内閣府令等で規定)

- ・寄附額の下限は10万円
- ・本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外
- ・寄附の代償として経済的利益を伴わないものであること

税制優遇措置の内容(地方税法、租税特別措置法の改正)

○ 税負担軽減のインセンティブを2倍に拡大して、企業の寄附を促進

- ・寄附額の3割に相当する額を税額控除(創設)
→ 現行の損金算入による軽減効果(約3割)とあわせて、寄附額の約6割を負担軽減

(税額控除の具体的方法)

- 〔法人住民税で寄附額の2割を控除(法人住民税所得割額の20%が上限)
- 〔法人住民税の控除額が2割に達しない分を、法人税で控除
(寄附額の1割、法人税額の5%が上限)
- 〔法人事業税で寄附額の1割を控除(法人事業税額の20%が上限)

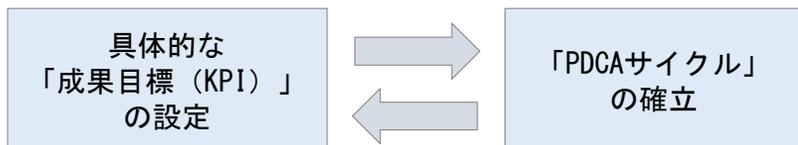
地方創生推進交付金

30年度概算決定額 **1,000億円** (29年度予算額 1,000億円)

事業概要・目的

○地方創生の新展開を図るため、地方創生推進交付金により支援します。

- ① 地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③ 地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



資金の流れ



(1/2の地方負担については、地方財政措置を講じる)

対象事業・具体例

【対象事業】

①先駆性のある取組

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成、地域経済牽引
- 例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング (日本版DMO)、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、空き店舗 等

②先駆的・優良事例の横展開

- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

【手続き】

- 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画 (5ヶ年度以内) を作成し、内閣総理大臣が認定する。

30年度からの運用改善

①ハード事業割合

- ・計画期間を通じたハード事業の割合は、原則として5割未満。
- ・ただし、ソフト事業との連携により、高い相乗効果が見込まれる場合は、5割以上 (上限8割未満) になる事業であっても申請可能。

②横展開タイプの交付上限額の引上げ (事業費ベース)

【都道府県】	先駆	6.0億円 (29年度: 6.0億円)
	横展開	2.0億円 (29年度: 1.5億円)
【市区町村】	先駆	4.0億円 (29年度: 4.0億円)
	横展開	1.4億円 (29年度: 1.0億円)

③KPIの実績に基づいた事業計画の見直し

- ・申請時に、実績を踏まえたPDCAサイクルによる事業の見直しを反映した事業計画の提出を求める。

地方創生推進交付金(平成30年度)の運用弾力化について

1. 施設整備等(ハード)事業の運用弾力化

平成29年度	平成30年度
<p>複数年度計画を通じた総事業費に占める施設整備等(ハード)事業の割合が原則として概ね1/2未満。ただし、地方の平均所得の向上等の観点から高い効果が見込まれる場合は、1/2以上も可</p>	<p>複数年度計画を通じた総事業費に占める施設整備等(ハード)事業の割合が原則として概ね1/2未満。ただし、ソフト事業との連携により高い相乗効果が見込まれる場合は、その割合が1/2以上(8割未満)であっても申請可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用は30年度新規事業から ・事業数 都道府県は年間2事業まで 市区町村は年間1事業まで

2. 交付上限目安の見直し

	平成29年度	平成30年度(※1)
都道府県	[先駆タイプ] 国費:3億円 [横展開タイプ] 国費:0.75億円	[先駆タイプ] 国費:3億円 [横展開タイプ] 国費:1億円
市区町村	[先駆タイプ] 国費:2億円 [横展開タイプ] 国費:0.5億円	[先駆タイプ] 国費:2億円 [横展開タイプ] 国費:0.7億円

(※1)横展開タイプ、隘路打開タイプを統合し、「先駆タイプ」及び「横展開タイプ」の2タイプとする。

3. 交付決定時期の早期化

平成29年度	平成30年度
継続事業:4月 1日交付決定 新規事業:5月30日交付決定	継続事業:4月1日交付決定 新規事業:4月1日交付決定

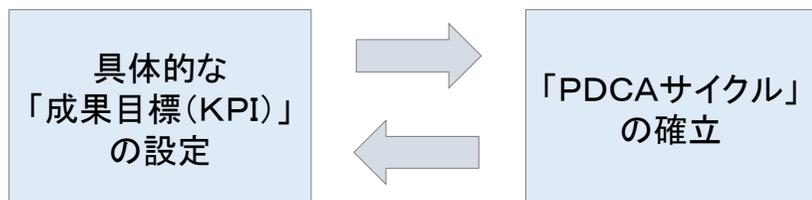
生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金（内閣府地方創生推進事務局）

29年度補正予算額（案） 600億円（事業費ベース 1,200億円）

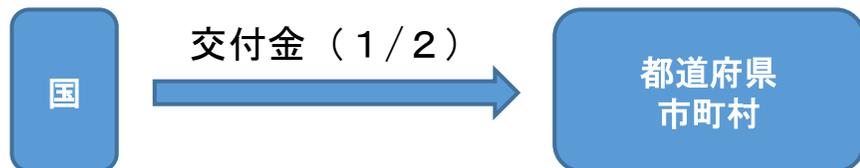
事業概要・目的

○「生産性革命」等に向けて、地方公共団体の地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を推進します。

- ① ローカルイノベーションをはじめとする、地域の中堅・中小・小規模事業者の「生産性革命」等につながる先導的な施設整備を支援
- ② KPIを伴うPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組



資金の流れ



事業イメージ

【主な対象施設のイメージ】

- 地域の製造業が行う低コスト・高精度の研究開発や、地域産品の高付加価値化につながる研究開発のための拠点の整備
- 地域の中堅・中小企業・小規模事業者の生産性や所得の向上につながる研修拠点等の整備
- 地域の食肉加工業者、水産加工業者等を集約化・大規模化する加工処理施設の整備
- ドローンや自動走行、AIなど近未来技術の活用を促し、その実証・実装に向けた拠点の整備

【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定。

期待される効果

○「生産性革命」等につながる施設整備等を行うことにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化に寄与します。

生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金の概要

予算額	600億円(事業費ベース:1,200億円)
位置付け	地域再生法第5条4項1号・13条に基づく法律補助
対象事業	<ul style="list-style-type: none">○ 「生産性革命」等に向けて、地方公共団体の地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業○ ローカルイノベーションをはじめとする、地域の中堅・中小・小規模事業者の「生産性革命」等につながる先導的な施設整備○ KPIを伴うPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組 <p><想定される事例></p> <ul style="list-style-type: none">・ 地域の製造業が行う低コスト・高精度の研究開発や、地域産品の高付加価値化につながる研究開発のための拠点の整備・ 地域の中堅・中小企業・小規模事業者の生産性や所得の向上につながる研修拠点等の整備・ 地域の食肉加工業者、水産加工業者等を集約化・大規模化する加工処理施設の整備・ ドローンや自動走行、AIなど近未来技術の活用を促し、その実証・実装に向けた拠点の整備・ 地域の中堅・中小・小規模事業者の後継者への事業承継の際のマッチングと移住・定住の促進をワンストップで行う拠点の整備・ 子育て世代の社会復帰に向け、テレワークスペースと子育て施設が一体となり、多様な働き方を提供する拠点の整備
交付目安額	[都道府県(国費)]15億円程度(事業費ベース:30億円程度) [市町村(国費)]5億円程度(事業費ベース:10億円程度) ※ ただし、高い先駆性や地方創生の波及効果が見込まれる事業については、目安額を超えて必要な額を交付。 ※ 国費2億円(事業費4億円)以上の事業については、有識者審査を行う予定。
その他	○ 1月下旬に地域再生計画等の提出期限を設定し、3月下旬を目途に交付決定を行う予定。

地方創生推進交付金に関する法律の規定

○地域再生法（平成十七年四月一日法律第二十四号）

第三章 地域再生計画の認定等

（地域再生計画の認定）

第五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 地域再生計画の区域
- 二 地域再生を図るために行う事業に関する事項
- 三 計画期間

3 前項各号に掲げるもののほか、地域再生計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

- 一 地域再生計画の目標
- 二 その他内閣府令で定める事項

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

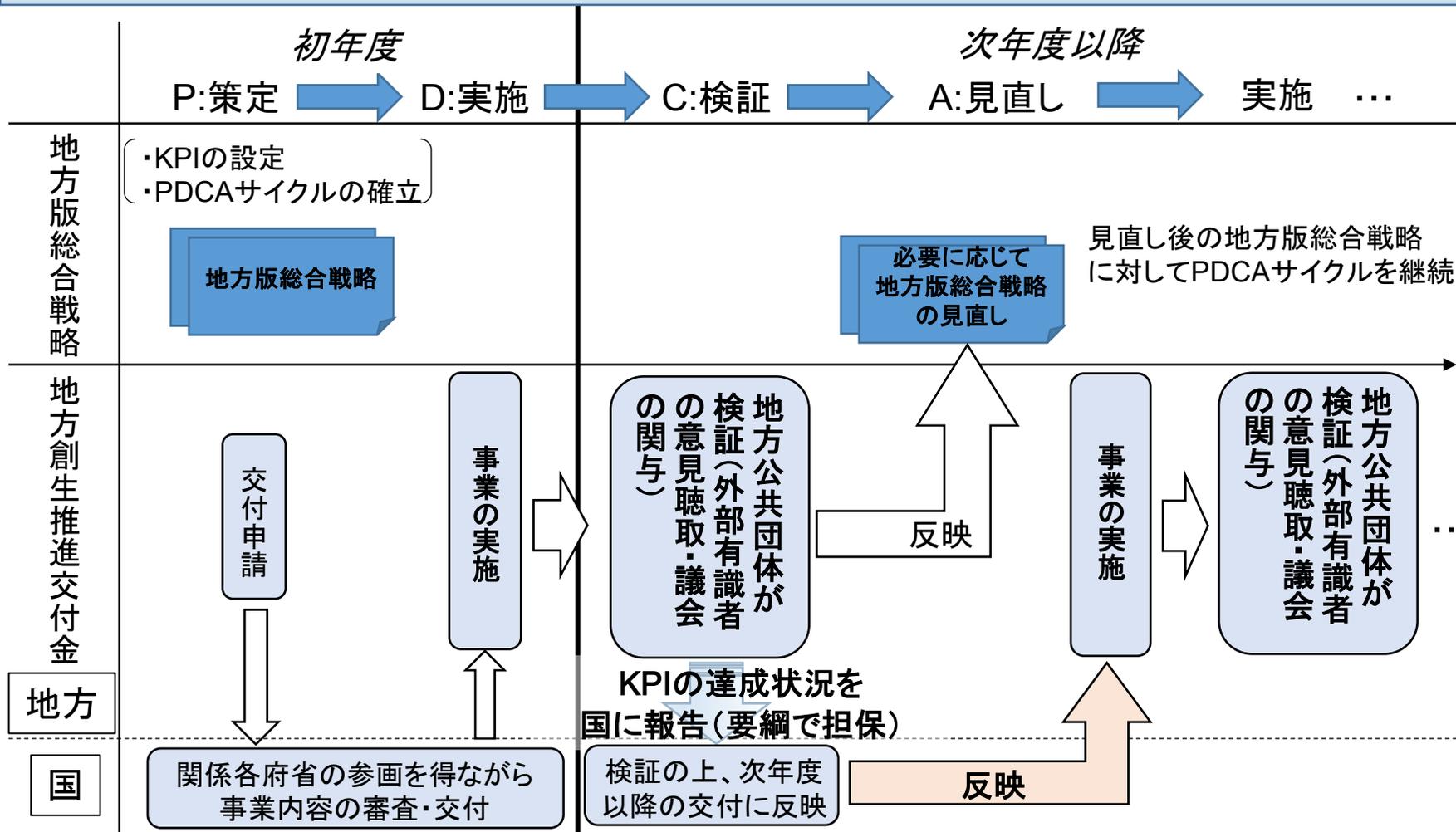
一 まち・ひと・しごと創生法第九条第一項に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（次号において単に「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は同法第十条第一項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（次号において単に「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であって次に掲げるもののうち、地方公共団体、事業者、研究機関その他の多様な主体との連携又は分野の異なる施策相互の有機的な連携を図ることにより効率的かつ効果的に行われるものその他の先導的なものに関する事項

イ 地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する事業（ロに掲げるものを除く。）であって次に掲げるもの

- (1) 結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業
- (2) 移住及び定住の促進に資する事業
- (3) 地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業
- (4) 観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業

地方創生推進交付金におけるPDCAサイクルの基本的な考え方

- 地方創生推進交付金においては、PDCAサイクルを通じて、地方公共団体が自主的に設定したKPIに基づく客観的な効果検証を実施。
- 地方創生推進交付金のKPIの達成状況については、国においても地方公共団体より報告を受け、検証を行った上で、次年度以降の交付金の交付に反映。



地方創生推進交付金の活用状況(平成28年度、平成29年度)

	都道府県分		市区町村等分		合 計	
	事業数 (件)	採択額(千円)	事業数 (件)	採択額(千円)	事業数 (件)	採択額(千円)
北海道	13	809,557	142	3,034,799	155	3,844,356
青森県	9	503,280	22	460,253	31	963,533
岩手県	7	430,348	34	511,024	41	941,372
宮城県	4	855,709	32	837,922	36	1,693,631
秋田県	13	767,356	24	380,142	37	1,147,498
山形県	5	1,105,310	29	872,211	34	1,977,521
福島県	10	1,102,332	39	722,471	49	1,824,803
茨城県	11	770,441	44	722,209	55	1,492,650
栃木県	8	602,675	38	470,195	46	1,072,870
群馬県	7	759,118	25	351,319	32	1,110,437
埼玉県	5	133,374	37	753,897	42	887,271
千葉県	7	139,665	49	996,877	56	1,136,542
東京都	2	105,276	28	405,843	30	511,119
神奈川県	9	344,990	25	634,771	34	979,761
新潟県	9	1,462,537	37	1,593,333	46	3,055,870
富山県	7	1,234,835	30	775,484	37	2,010,319
石川県	6	1,210,684	19	901,968	25	2,112,652
福井県	7	680,679	25	486,268	32	1,166,947
山梨県	6	256,797	19	264,067	25	520,864
長野県	8	385,499	89	1,824,586	97	2,210,085
岐阜県	14	1,127,707	48	1,054,150	62	2,181,857
静岡県	9	683,444	45	919,573	54	1,603,017
愛知県	9	637,417	59	840,140	68	1,477,557
三重県	8	610,227	27	479,596	35	1,089,823

	都道府県分		市区町村等分		合 計	
	事業数 (件)	採択額(千円)	事業数 (件)	採択額(千円)	事業数 (件)	採択額(千円)
滋賀県	9	656,833	23	545,332	32	1,202,165
京都府	14	2,531,785	31	2,075,903	45	4,607,688
大阪府	6	342,508	44	1,209,289	50	1,551,797
兵庫県	14	1,884,313	56	1,354,896	70	3,239,209
奈良県	8	550,550	45	630,237	53	1,180,787
和歌山県	8	400,964	30	791,687	38	1,192,651
鳥取県	10	1,130,586	20	522,921	30	1,653,507
島根県	6	1,087,799	18	362,893	24	1,450,692
岡山県	8	633,763	45	1,618,533	53	2,252,296
広島県	7	611,239	29	651,737	36	1,262,976
山口県	10	1,090,535	19	748,175	29	1,838,710
徳島県	6	1,278,624	24	637,997	30	1,916,621
香川県	9	555,978	16	132,095	25	688,073
愛媛県	8	839,694	26	857,916	34	1,697,610
高知県	10	1,157,236	33	850,577	43	2,007,813
福岡県	7	1,644,757	37	1,649,028	44	3,293,785
佐賀県	6	315,496	13	410,625	19	726,121
長崎県	10	1,691,437	14	1,076,592	24	2,768,029
熊本県	14	779,287	40	823,282	54	1,602,569
大分県	11	540,541	31	559,064	42	1,099,605
宮崎県	9	500,702	16	345,356	25	846,058
鹿児島県	9	731,556	39	701,558	48	1,433,114
沖縄県	5	266,946	8	108,953	13	375,899
合計	397	37,942,386	1,623	38,957,744	2,020	76,900,130